

No.	質問	回答
1	届出期日の変更は、いつからか。	令和7年9月1日以降に取得する「ラーケーションの日」が対象となります。
2	今回変更された届出期日を過ぎると、「ラーケーションの日」を取ったりやめたりできないのか。	今回変更した届出期日は、学校給食の停止や復活に関するものです。「ラーケーションの日」の取得や取り下げに関する期日の変更はありません。
3	○授業日前とあるが、始業式の日や夏休みなど、授業がない日は含まれないのか。	『○授業日前』の考え方としましては、土日祝日を除く平日を想定しています。ただし、夏休み期間中の学校閉庁日は平日でも『○授業日前』に含みません。
4	4月以外は前月の15日までが届出の期日とあるが、15日が土日や祝日等の場合はどうなるのか。	15日が、No.3の『○授業日前』に含まれない日にあたる場合は、翌平日を届出期日とします。例えば、令和7年9月15日（月）は敬老の日で祝日であるため、翌日16日（火）が期日となります。また、令和7年8月15日（金）は学校閉庁日のため、期日は翌平日の8月18日（月）となります。
5	令和7年9月22日（月）に「ラーケーションの日」を取る場合は、いつが届出期日となるか。	前月15日までが期日となりますが、8月15日（金）は学校閉庁日のため、8月18日（月）が学校への届出期日となります。
6	「ラーケーションの日」を取り下げる場合は、いつまでに保護者から学校に届け出れば給食を復活できるか。	4月は取得日の10授業日前まで、4月以外は、取得日の前月15日までに学校へ届け出た場合に、「ラーケーションの日」取り下げによる給食の復活ができます。